

豊川市監査公表第 6 号

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 3 1 日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	柴	田	訓	成

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

都市整備部都市計画課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～ 令和6年12月19日

3 監査の実施期間

令和6年11月20日～ 令和6年12月19日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について

イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務に関する事務について

オ 人事に関する事務について

カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

中心市街地商業等活性化推進事業費補助金事務については、財政援助団体等監査の結果において、指摘したとおりである。それ以外の監査の項目については、概ね適正に執行されていると認められた。